

「ウェルカニとつとり得々割」 取扱いマニュアル

実施期間

【延長期間】令和5年4月1日（土）～令和5年6月30日（金）

- ◆ [除外日] 4月29日（土）～5月7日（日）
- ◆ 施設毎に配分された予算が無くなり次第順次終了

目次

01. はじめに	P 1
02. 制度概要	P 1～3
03. 事業者登録	P 4
04. 利用の流れ	P 5
05. 補助の対象となる商品の考え方	P 6～7
06. 販売補助金の算出方法	P 8～14
07. 鳥取県電子観光クーポン	P 15～16
08. 宿泊事業者の責務	P 17～19
09. 各種様式	P 20～21
10. 平日・休日カレンダー	P 22～23

一ご注意ください

本マニュアルは隨時アップデートを行います。お読みになる前に最新版であるかご確認ください。
本マニュアルおよびQ&Aに記載のない事項については、事務局までお問い合わせください。

本資料に記載の情報は、記載日時点の情報です。

最新情報については、公式ホームページのQ&A等であわせてご確認ください。



「ウェルカニとつとり得々割」事務局

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町58 ナカヤビル2階

電話：0857-36-9091 FAX：0857-23-9500

Email (宿泊施設) : tottori-travel@31.tripwari.jp

営業時間 平日09:30～17:00 (土・日・祝日は休業)

はじめに

本マニュアルは宿泊事業者様用に「ウェルカニとつとり得々割」の制度概要を記載したものです。その他の各概要については、下記マニュアルをご参照ください。

- ・販売補助金の精算について
→別冊「精算実務マニュアル（宿泊施設用）」（以下、別冊「精算実務マニュアル」とする）
- ・電子クーポンに関する詳細について
→別冊「鳥取県電子観光クーポン 取扱いマニュアル」

制度概要

事業期間	<p>【延長期間】令和5年4月1日(土)～令和5年6月30日(金) ※4月29日(土)～5月7日(日)宿泊分は対象外 ※施設毎に配分された予算が無くなり次第順次終了</p>
利用対象者	日本国内に居住する旅行者
販売補助金	<p>旅行代金の20%または各商品の上限額（3,000円）</p> <p>※交通を含まない宿泊商品対象 ※1人1泊または1回あたり対象 ※端数は1円未満切捨て（切捨て分は宿泊者負担） ※宿泊施設からの申請は直販（電話、自社HP）のみ可 　旅行会社・OTA（オンライントラベルエージェント）経由の予約で現地決済分は申請不可 ※割引額の算出方法については8ページ以降参照</p>
販売補助金の申請	<p>直販（電話・自社ホームページ）のみ可</p> <p>※旅行会社・OTA（オンライントラベルエージェント）が手配する宿泊は、あらかじめ補助額を差し引いた代金で販売し、旅行会社・OTAが補助金申請 ※旅行会社・OTA（オンライントラベルエージェント）経由の予約で現地決済分は申請不可 ※申請方法については、別冊「精算実務マニュアル」参照</p>
連泊制限	ひとつの旅程において7泊分まで ※利用回数の制限なし ※連泊制限を超えた旅行の取扱いについては14ページ参照
予約受付開始日	令和5年3月13日(月)
既存予約の取扱い	<p>割引対象外</p> <p>※令和5年3月12日(日)以前の予約は割引対象となりません ※既存予約を取消し、キャンペーン対象商品に変更した際に生じるキャンセル料は旅行者負担となります。</p>

制度概要

【配布額】

利用日区分	宿泊代金（割引前代金）	電子観光クーポン
平日の場合	3, 000円以上	2, 000円分
休日の場合	2, 000円以上	1, 000円分

鳥取県 電子観光 クーポン

※4月29日（土）～5月7日（日）宿泊分は配布対象外
電子観光クーポン（取得カード）の利用は可能（期間内除外日なし）
※配布基準額の確認方法については14ページ参照

【利用可能施設】

宿泊施設・売店・飲食店・土産物店・交通機関・観光施設・
体験アクティビティ・日帰り温泉サウナ等

【利用期限】

- スマートフォン等に読み込み済の電子観光クーポンは、キャンペーン終了の翌日まで
- スマートフォン等に読み込みをしていない状態の取得カードは、チェックアウト日（旅行終了日）まで

休日と平日 の取扱いに ついて

【定義】平日・休日カレンダーは22・23ページに掲載
※宿泊については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う。

本事業実施 の都道府県 判断

【都道府県間の同意】不要

【事業停止等の判断】

各都道府県の申出により、「目的地(割引対象県)」から除外可能

①重点措置区域となる場合

（緊急事態宣言措置区域・まん延防止等）

②感染状況の相当程度悪化等により、国が事業停止判断

制度概要

必要書類	<p>【利用者に記入いただくもの】 ※様式例20・21ページ参照</p> <ul style="list-style-type: none">■ 「全国旅行支援事業 同意確認書面」 ⇒事業者にて保管（5年間）■ 「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書」 ⇒実績報告時に事務局に提出
本人確認 および 居住地確認 について	<p>【対象者】 本事業をうける宿泊者全員</p> <p>【確認方法】 宿泊日当日(チェックイン時)、本人確認および居住地確認(以下「本人確認等」という)を「氏名及び住所」を確認できる本人確認書類にて実施</p> <p>※予め宿泊者へ本人確認がある等の案内及び、確認を適切に実施してください。</p> <p>※本人確認書類として認められるものの詳細は以下を参照</p> <p>※後日提出は一切不可</p>
本人確認 書類	<p>【本人確認書類（有効期限内のもの）※原本に限る】</p> <p>運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、在留カード 特別永住者証明書、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳等 国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 公共料金の領収書（電気・ガス・水道など） 国税または地方税の領収書または納税証明書、社会保険料の領収書住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行後3か月以内のもの）</p> <p>※パスポート、学生証は住所記載のものに限る</p> <p>【18歳未満の本人確認について】</p> <p>18歳未満の利用者については、法定代理人の本人確認書類で代用可</p> <p>※法定代理人が同行しない場合に限り、法定代理人の本人確認書類はコピー可</p>
学校団体 確認書類	名簿

事業者登録

対象事業者

宿泊施設 鳥取県内に宿泊施設を持つ宿泊事業者で以下を満たすもの

- A) 鳥取県内に所在し、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者で宿泊業を営む施設又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により住宅宿泊事業を営む施設である。
- B) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設ではないこと。
- C) 別紙「ウェルカニとつとり得々割」募集事項兼同意書（宿泊施設用）に同意するもの。

鳥取県電子観光クーポン利用可能施設

- 1 県内の観光関係団体に加盟している県内に事業所または営業所がある土産物店
- 2 県内の交通機関（バス、タクシー、タクシー代行等）
- 3 宿泊施設が運営する土産物等を販売する宿泊施設内の売店
- 4 県内の観光施設、体験施設、日帰り温泉、サウナ
- 5 鳥取県「感染対策宣言店」登録済の鳥取県内飲食店

利用の流れ



利用にあたっては、次頁以降の制度詳細に則り実施すること

予約

お客様にご案内すること

- 身分証明書(原本)による本人確認および居住地確認が必要であること
- 割引対象外プランの予約を受けた場合は、
キャンペーン対象外であることを必ず案内すること

① 「全国旅行支援事業 同意確認書面」を受領

- 代表者に「全国旅行支援事業 同意確認書面」を記入していただく
※様式例は20ページ参照
※旅行会社・O T Aからの予約の場合も必要です
- ⚠ **記入漏れ・記入誤りがないか、必ず確認**
記入は楷書ではっきりと記入（読みにく場合は補記ください）

② 本人確認および居住地の確認

- 対象者**全員**の身分証明書による本人確認および居住地の確認をを実施する
※後日確認は一切不可

③ 補助金適用後の金額で收受

- ⚠ **販売補助金の算出誤りがないよう注意する**
※補助額の算出方法については8ページ参照

④ 鳥取県電子観光クーポン取得カードの配布

- お客様に「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン取得カード受領確認書」の利用者記入欄にご記入いただく
- お客様に鳥取県電子観光クーポン取得カードをお渡しする
※配布時の注意事項は16ページ参照

※平日・休日で配布枚数が異なるのでご注意ください。

※使用時までに“受取者のお名前”欄に、ご利用者様のお名前をご署名
いただくようご案内ください。

⚠ **チェックアウト日（旅行最終日）の記入漏れがないか、必ず確認**

毎月末日締、翌月20日までに申請

⚠ **期日内の提出厳守**

ご提出いただけない場合、補助金のお支払いができない場合がございます
補助金の申請方法は、別冊「精算実務マニュアル」をご確認ください。

チェックイン時

精算

補助の対象となる商品の考え方

補助の対象外となる宿泊商品

実態が伴わない宿泊や、水増しされた宿泊代金等に対する補助金申請など、補助金を不要に多く引き出すことにつながる行為を伴う申請は、宿泊商品の内容を問わずすべて補助の対象外です。場合により、エビデンスの確認対象となりますので、次の考え方を参考に適正な販売と申請をお願いします。なお、申請の内容が適正でないと判断された場合は、補助金の返還を求めます。

(1) 架空予約など宿泊施設や旅行の予約が捏造された場合

実態のない宿泊を申請することはできません。参加人数を水増しして報告し、架空の参加者への補助を受けるような行為はできません。

宿泊日や宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした旅行商品は適用対象外です。

(2) 宿泊代金の水増しとなる補助金申請

現金や現金と同等に扱われる金券類等を宿泊代金に含めることは、宿泊代金を水増しする行為と判断し、「宿泊全体」が補助の対象外です。

- ◆現金および金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）
ただし、次の（ア）、（イ）の両方を満たすものに限っては商品に含めることができます。
 - （ア）使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するものである
《例》宿泊施設での夕食で利用できるA定食の引換券⇒対象○
商品券1,000円分⇒対象外×
 - （イ）当該商品の宿泊期間内に目的地内でのみ利用できるものである
《例》全国のコンビニで使用可能なドリンク引換券⇒対象外×
- ◆収入印紙や切手

(3) 配宿行為を伴う特定の大会への参加を目的とする場合

次の特定の大会では、配宿センターにより旅行者への宿泊施設は割り当てられます。

そのため、旅行者が任意の宿泊施設を選択することができません。旅行者への公平な商品の提供ができないため、次に定める特定の大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行は「旅行全体」が本事業の対象外となりますのでご注意ください。

この取扱いを求める特定の大会は次の9つのみです。（2022年9月6日時点）

また、この規定は配宿行為を伴わない旅行（参加者の応援をするためのいわゆる応援団による旅行等）を制限するものではありません。

- ・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- ・全国中学校体育大会（全中）・全国健康福祉祭（ねんりんピック）・全国植樹祭
- ・全国育樹祭・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）

(4) 公費出張の場合

公費出張は補助の対象外です。

補助の対象となる商品の考え方

補助の対象として不適切なものを含む宿泊商品

次の基準・考え方によらして宿泊商品を造成・販売ください。基準・考え方を満たさない場合は、旅行全体が補助の対象外となります。当該部分が明確に切り分けて販売できる場合に限り、当該代金を差し引いた申請は補助の対象となります。

① 感染拡大防止の観点から問題がないこと

鳥取県の定める感染拡大予防ガイドラインを遵守していることが前提です。

② 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること

商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の旅行目的に沿っており、かつ旅行目的地での消費に寄与している（旅行目的地に関連している）必要があります。

〈例〉旅行目的地が鳥取県で、鳥取県では捕れない種類の毛ガニが土産物として宿泊商品に含むもの等⇒対象外

③ 商品に含まれる物品やサービスの価値が通常の宿泊代金の水準を超えないこと

上記②を前提としたうえで、宿泊旅行商品に含む物品やサービスの価値については、そのおおむね2倍を上限の目安にしてください。

〈例〉通常の宿泊料金の水準を超えた、旅行目的地での消費にあたらない有名ブランドの化粧品付き宿泊商品等⇒対象外

④ 宿泊者自身が宿泊期間中に購入または利用するものであること

宿泊商品に含む物品やサービスは、宿泊期間中に宿泊者が享受できるものが基本となります。

⑤ 上記①～④のほか、対象商品として適切でないと認めるものではないこと

旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上記①～④の判断基準に照らした上で、個別具体的に補助の対象とするか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。

販売補助金の算出方法

本事業における補助金の内訳

宿泊代金（税込）



補助金

(宿泊代金により、鳥取県電子観光クーポンの配布対象外となることがあります。)

（1）宿泊者1人1泊あたりの宿泊代金から販売補助金を算出する場合

《手順》

- ① 1人1泊あたりの宿泊代金に対して20%を乗じた額を算出します。
- ② ①と販売補助金の上限額を比べ、金額の低い方を実際の販売補助金とします。
※端数の処理は、**1円未満切り捨て**

【例】任意の参加者の宿泊代金から算出する場合

2泊3日 大人2人（1名1泊あたり22,500円）
子供1人（1名1泊あたり 5,000円）で申込み

《内訳》

- | | | |
|------|-------------------------------|----------------------|
| ①大人A | ●旅行代金の20% 4,500円 > 上限額 3,000円 | ⇒ 3,000円×2泊 = 6,000円 |
| ②大人B | ●旅行代金の20% 4,500円 > 上限額 3,000円 | ⇒ 3,000円×2泊 = 6,000円 |
| ③子供C | ●旅行代金の20% 1,000円 < 上限額 3,000円 | ⇒ 1,000円×2泊 = 2,000円 |

※旅行代金の20%と割引上限額を比較し、金額の低いほうが販売補助額のため、

⇒販売補助金の合計 14,000円

※同一グループでも1人あたりの宿泊代金が異なる場合や連泊の場合、料金内訳シートでは「複数の申請データ」として、「複数の行」へ入力します。※確認書No.と代表者氏名は同一

上記のように1人1泊あたりの宿泊代金から販売補助金を算出した場合、販売補助金申請時には宿泊代金別に「①大人Aおよび大人B 2名分のデータ」「②子供C 1名分」の「別々の2つの申請データ」として料金内訳シートに2行で入力してください。

※1室あたりの料金で複数人分の宿泊が予約されている場合は、按分して1人1泊あたりの宿泊代金を算出してください。

※精算方法の詳細については、別冊「精算実務マニュアル」をご確認ください。

販売補助金の算出方法

（2）宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合

宿泊代金に適用する販売補助金は、ひとつの旅行として申し込まれた宿泊者全員の宿泊代金を足しあげた総宿泊代金（以下、「宿泊代金総額」という。）から算出することも可能です。
この算出方法の場合、子供や無料の乳幼児も1人として計算する点に注意してください。

ただし、鳥取県電子観光クーポンの配布は、鳥取県電子観光クーポン配布基準額を上回る必要があるので、事前に確認のうえ販売ください。

【販売補助額の確認手順】宿泊代金総額から算出する場合（例1）

合計宿泊金総額 120,000円

2泊3日 大人2人（1名2泊あたり55,000円） 子供1人（1名2泊あたり10,000円）
※家族旅行に限り、子ども料金や無料乳幼児も1人として計算します。

- (ア) 宿泊者全員の宿泊代金総額に対して20%を乗じて販売補助額とします。
(イ) 宿泊者毎の1人1泊あたりの上限額を、泊数と人数で乗じて当該宿泊代金の上限を算出します。
(ウ) (ア)と(イ)を比べ、上限を超えていたら上限額までが実際の販売補助金となります。

(ア)宿泊代金総額

宿泊代金総額

販売補助率・・20%

$$120,000\text{円} \times 20\% \\ = 24,000\text{円}$$

(イ) 上限額（上限×泊数×人数）

販売補助額上限・・3,000円

(ウ) 上限
チェック

泊数・・2泊 人数3人

$$3,000\text{円} \times 2\text{泊} \times 3\text{人} \\ = 18,000\text{円}$$

適用

《内訳シートへの入力手順》

- ①宿泊代金総額 ÷ (人数×泊数) を算出します

※内訳シートの都合上、宿泊代金総額を1名1泊あたりの代金に換算してください。

例) 上記の場合 120,000円 ÷ (3人×2泊) = 20,000円

【入力例】

代表者氏名	代表者 居住地	宿泊日	料金 (1人1泊あたり)	割引額 (20%)	対象人数	交付申請額 (実績額)
鳥取 太郎	鳥取県	1月10日	20,000 円	3,000 円	3 人	9,000 円
鳥取 太郎	鳥取県	1月11日	20,000 円	3,000 円	3 人	9,000 円

販売補助金の算出方法

（2）宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合

【販売補助額の確認手順】宿泊代金総額から算出する場合（例2）

合計宿泊金総額 22,000円

1泊2日 大人2人（1名1泊あたり10,000円）子供1人（1名1泊あたり2,000円）

※家族旅行に限り、子供料金や無料乳幼児も1人として計算します。

(ア)宿泊者全員の宿泊代金総額に対して20%を乗じて販売補助額とします。

(イ)宿泊者毎の1人1泊あたりの上限額を、泊数と人数で乗じて当該宿泊代金の上限を算出します。

(ウ)（ア）と（イ）を比べ、上限を超えていたら上限額までが実際の販売補助金となります。

(ア)宿泊代金総額

(イ)上限額（上限×泊数×人数）

宿泊代金総額

販売補助額上限・・3,000円

販売補助率・・20%

(ウ)上限
チェック

泊数・・1泊 人数3人

22,000円×20%
= 4,400円

適用



3,000円×1泊×3人
= 9,000円

《内訳シートへの入力手順》

※内訳シートの都合上、宿泊代金総額を1名1泊あたりの代金に換算してください。

① 22,000円÷3人 = 7,333.333円 ⇒ 7,330円×2名と7,340円×1名

※宿泊代金総額を1名1泊あたりの代金に換算する際に限り、10円未満の端数は上記の通り処理することができます。

② ①で算出した1人1泊あたり単価に対して20%を乗じた額を算出します。

※1円未満の端数は、小数点以下切り捨て

$$7,330円 \times 20\% = 1,466円 / 7,340円 \times 20\% = 1,468円$$

③ 上記②と販売補助金の上限額（3,000円）を比べ、金額の低い方を実際の販売補助金とします。

②で算出した 1,466円 < 3,000円 / 1,468円 < 3,000円

【入力例】

※宿泊代金総額を1名1泊あたりの代金に換算した際に料金が2パターンになる場合、補助金利用実績内訳表は行をわけて入力してください。

代表者氏名	代表者居住地	宿泊日	料金 (1人1泊あたり)	割引額(20%)	対象人数	交付申請額(実績額)
鳥取 花子	鳥取県	1月10日	7,330円	1,466円	2人	2,932円
鳥取 花子	鳥取県	1月11日	7,340円	1,468円	1人	1,468円

販売補助金の算出方法

（2）宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合

【鳥取県電子観光クーポン配布基準額の確認手順】

- ①宿泊代金1人1泊あたりを算出します。
※1室あたりの料金で3人分の宿泊が予約されている場合は、按分して1人あたりを算出
- ②電子観光クーポン配布基準額と①を比較し、①が電子観光クーポン配布基準額を下回る場合は、鳥取県電子観光クーポン配布対象外です。

【注意事項】

販売補助金の算出方法を「宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合」を選択した場合は、子ども料金や無料乳幼児も人数に含みます。

【確認手順（無料の乳幼児を含む場合）】

販売補助金の算出方法を「宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合」を選択した場合、電子観光クーポン配布基準額を算出においても、宿泊代金が無料となる乳幼児も人数に含む点に、留意ください。次の例のように、大人料金だけで算出すると基準以上でも、無料の乳幼児を人数に加えることにより、鳥取県電子観光クーポンの配布対象外となる場合があります。

【例】無料の乳幼児を含む場合の算出イメージ

宿泊代金：大人1人あたりの宿泊代金総額10,000円(@5,000×2泊) ※平日2日

〈大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合〉

$$20,000 \text{ 円} \div (2 \text{ 人} \times 2 \text{ 泊}) = 5,000 \text{ 円}$$

⇒宿泊代金の平均額が3,000円以上のため鳥取県電子観光クーポンの配布対象

〈大人2人+無料の乳幼児2名をカウントする場合〉

$$20,000 \text{ 円} \div (4 \text{ 人} \times 2 \text{ 泊}) = 2,500 \text{ 円}$$

⇒宿泊代金の平均額が3,000円以下のため全員が鳥取県電子観光クーポンの配布対象外

販売補助金の算出方法

（2）宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合

【注意事項】

- すべての宿泊者が公平に補助を受けられるために、算出方法の選択については、その旨を公示する等、宿泊者への周知方法を検討のうえ適切に対応ください。
- 「宿泊代金総額から算出する場合」と「1人あたりの宿泊代金から販売補助金を算出する場合」では、宿泊者が受ける補助額および鳥取県電子観光クーポンの配布枚数に違いができる場合があります。（無料乳幼児を含む場合など）宿泊者にとって有利な計算方法で適用頂いて構いません。
※但し、販売補助金とクーポン配布基準額の算出方法は同一とします。
- 平日と休日が混在する場合は、「平日の宿泊代金総額」と「休日の宿泊代金総額」をわけて算出してください。また、補助金利用実績内訳表は平日と休日で行をわけて入力してください。
- 【例2】のように、宿泊代金総額を1名1泊あたりの代金に換算した際に料金が2パターンになる場合、補助金利用実績内訳表は行をわけて入力してください。
- 販売補助金の算出方法を「宿泊代金総額から販売補助金を算出する場合」を選択した場合、電子観光クーポン配布基準額を算出においても、宿泊代金が無料となる乳幼児も人数に含む点に、留意ください。P11の例のように大人料金だけで算出すると基準以上でも、無料の乳幼児を人数に加えることにより、鳥取県電子観光クーポンの配布対象外となる場合があります。

販売補助金の算出方法

（2）各種割引を併用する場合の補助金の算出

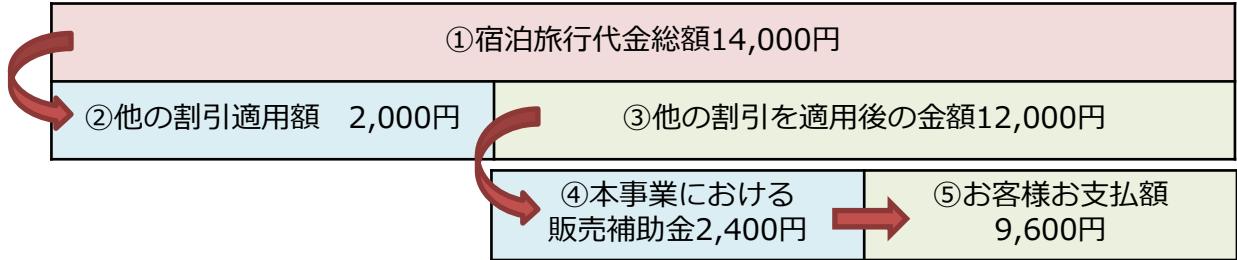
⚠ 各種割引との併用可否については、Q&Aにも掲載していますのでご確認ください。

【A】本キャンペーン以外の割引と併用する場合（原則）

本キャンペーン以外の割引を適用後、残額に対して本キャンペーンを適用する。

※OTA等の発行するクーポンは【A】に該当するため注意

（例）宿泊代金が14,000円、市町村独自の割引が2,000円の場合（大人1名1泊）



※④本事業における販売補助金の算出

$$\text{③}12,000\text{円} \times 20\% = 2,400\text{円}$$

⚠ 【注意事項】

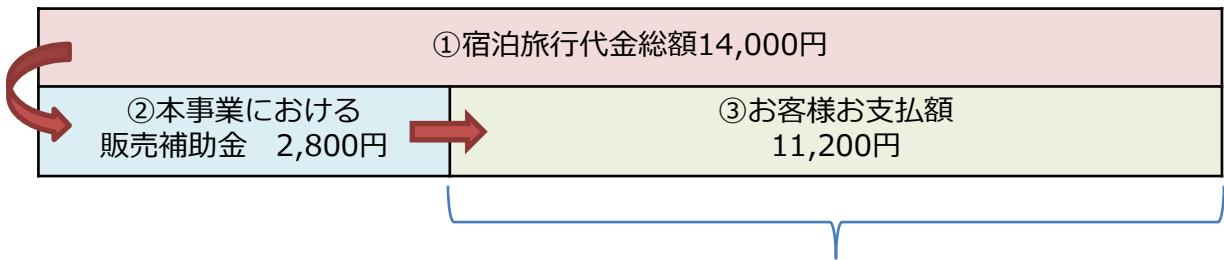
割引クーポン等を利用した結果、宿泊代金が14ページにて示す鳥取県電子観光クーポン配布基準額を下回る場合は、鳥取県電子観光クーポンの配布対象外です。

【B】各社独自の積み立てポイント等の場合

金券と同様の扱いとし、本キャンペーンによる割引後、精算時の支払い方法として各社独自の積み立てポイント等を適用する。

※宿泊券や各社独自の積み立てポイント等はお金と同じ扱いとし、本キャンペーンによる割引適用後の支払い方法として適用する。

（例）宿泊代金が14,000円、各社独自の積み立てポイントを2,000円分支払時に使用する場合（大人1名1泊）



精算時の支払い方法として、各社独自の積み立てポイントを2,000円分使用可能

販売補助金の算出方法

(3) 連泊制限を超えた旅行の取扱い

ひとつの旅程での宿泊日数は7泊目までが補助の対象です。

※ひとつの旅程とは出発地～目的地～出発地に帰着するまでの行程です。

※ひとつの旅程中に同じ施設に連続、またはそれぞれ違う宿泊施設に宿泊した場合であっても、8泊以上の宿泊であれば、1泊目から7泊目までが割引の対象となります。

※GW期間（除外日）を含む連泊の際の割引対象の考え方は、HPの「よくある質問」制度・概要のQ24をご参照ください。

【例】連泊制限を超えた旅行の取扱い

宿泊代金総額：90,000円／8泊9日 大人1人

宿泊日数	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	帰着日
宿泊代金	2万円	1万円	1万円	1万円	8千円	7千円	5千円	2万円	—



本事業の
補助対象外

- 1泊目～7泊目のみが補助の対象となります。
- 高額な宿泊のみ（1、2、3、4、5、6、8泊目）を算出根拠額とはできません。

(4) 鳥取県電子観光クーポン（取得カード）の配布基準額

本事業では、鳥取県電子観光クーポンが定額で配布されるため、廉価な宿泊商品では、補助金を受けることにより宿泊者への利益（逆ザヤ）が発生する場合があります。

そのような事態を防ぐ（宿泊者の実質負担額を0円以上にする）観点から、補助の対象となるすべての宿泊商品における鳥取県電子観光クーポン配布基準額（以下、電子観光クーポン配布基準額とする）を設定します。

※配布基準額を下回る宿泊商品は、電子観光クーポンの配布対象にはなりません

また、他の割引クーポン等を利用した場合においても、割引後の宿泊代金が配布基準額を下回る場合は、電子観光クーポン配布の対象外となります。

【配布枚数】	1人1泊あたりの宿泊代金 (割引前代金)	鳥取県電子観光クーポン（取得カード）
平日の場合	3,000円以上	2,000円分（2枚）
	3,000円未満	配布なし
休日の場合	2,000円以上	1,000円分（1枚）
	2,000円未満	配布なし

【鳥取県電子観光クーポン（取得カード）配布基準額の確認手順】

- ①宿泊代金1人1泊あたりを算出します。

※1室あたりの料金で3人分の宿泊が予約されている場合は、按分して1人あたりを算出

- ②電子観光クーポン配布基準額と①を比較し、①が電子観光クーポン配布基準額を下回る場合は電子観光クーポン配布対象外です。

鳥取県電子観光クーポンについて

鳥取県電子観光クーポンの概要

本事業に登録した鳥取県内の土産物店・飲食店・交通機関・観光施設・体験施設・日帰り温泉サウナ等・宿泊施設売店で利用できる鳥取県電子観光クーポン（以下、電子観光クーポンとする）

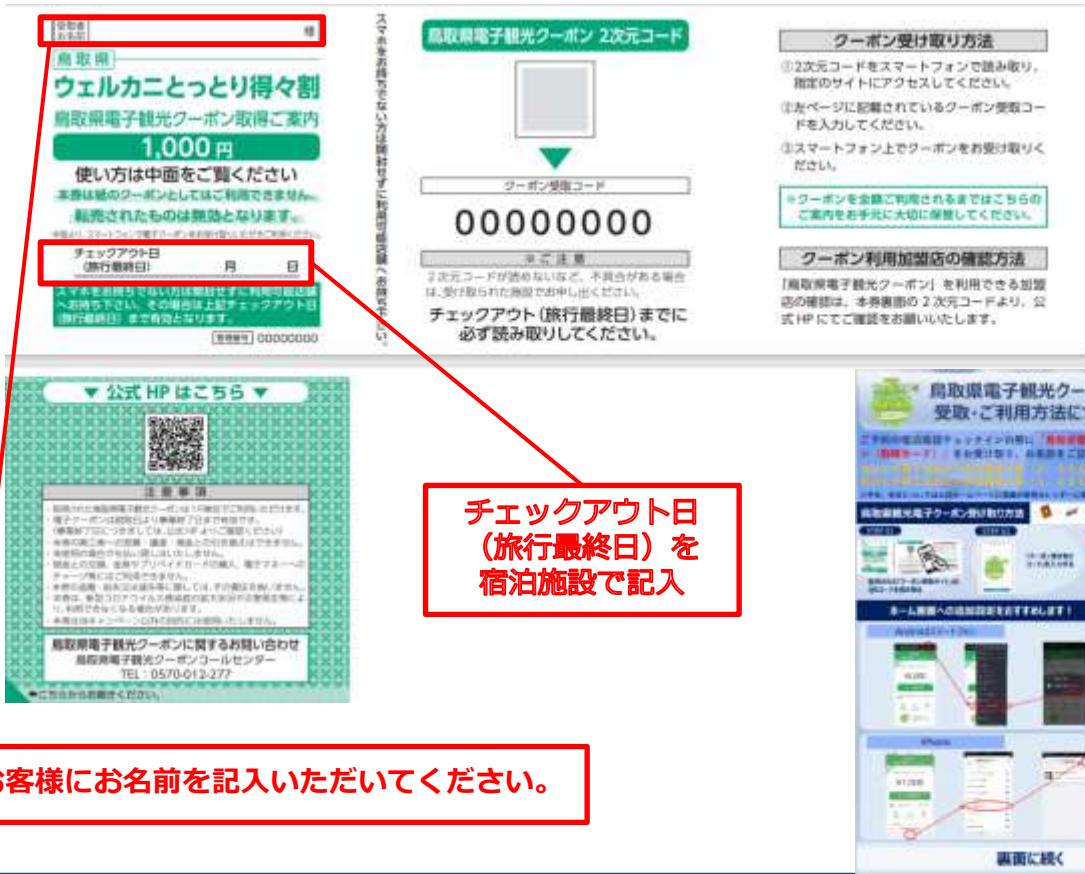
配布額	電子観光クーポン配布基準額についての詳細は14ページ参照
有効期限	本事業終了日の翌日まで ※但し、スマートフォン等をお持ちでない方はチェックアウト日（旅行最終日）
配布事業者	宿泊施設から旅行者に配布する。
取扱いに関する注意事項	<ol style="list-style-type: none">電子観光クーポンは現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等の利用は禁止。額面以下の金額利用であっても、お釣りは渡さない。 (利用者の電子観光クーポンを使って利用可能施設が代理で支払い処理時のみ)電子観光クーポンによる支払で不足分は現金等で収受する。電子観光クーポンの転売は禁止。電子観光クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に関して発行者は責任を負わない。未使用の場合でも払い戻しはしない。電子観光クーポンは新型コロナウイルス感染症の拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合がある。
追加発注	電子観光クーポン取得カードの追加発注は、「鳥取県電子観光クーポン取得カード 発送依頼書」に、ご記入の上、メールまたはFAXで事務局に申請してください。申請書受領後、1週間以内に発送致します。 ※電話での発注依頼は一切受け付けできませんのでご了承ください。
配布管理	宿泊事業者から配布する電子観光クーポン取得カードは、必ず「電子観光クーポン取得カード配布実績管理シート」に入力してください。利用者に電子観光クーポン取得カードを配布する際は、必ず「宿泊者利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書」に利用者の署名を取付けてください。
返還	宿泊をキャンセルした場合、既に配布した電子観光クーポン取得カードの圧着シートが開封されていない場合は、お客様から回収してください。 圧着シートが開封されている場合、回収できない場合はキャンセル分相当額を現金にて収受してください。 収受した現金は事務局まで振込
誤配布 等	以下の場合は必ず事務局にご報告（電子観光クーポン取得カード報告書を提出）してください。 《宿泊施設側の過失》 <ul style="list-style-type: none">・電子観光クーポン取得カードを配布枚数よりも過剰に配布した場合・電子観光クーポン取得カードを配布枚数よりも少なく配布した場合 《お客様側の過失》 電子観光クーポン取得カードの配布後、宿泊がキャンセルとなつたが、既に電子観光クーポン取得カードの圧着シートが開封されていた場合、回収できない（紛失等）場合は、キャンセル分相当額を現金にて収受。 いずれの場合も事務局まで振込

鳥取県電子観光クーポンについて

鳥取県電子観光クーポン取得カードの配布

- ① 鳥取県電子観光クーポンの配布対象であることを確認。
- ② 宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書の利用者記入欄にご記入いただく。
- ③ 宿泊代金の受領後、チェックアウト日（旅行最終日）を記入したものを利用者に配布する。
※取得カードにお名前を記入いただいてください。
- ④ 1グループに1枚以上必要に応じて利用方法のチラシをお渡しください。

《鳥取県電子観光クーポン取得カード サンプル》



お客様にお名前を記入いただいてください。

《配布にあたっての注意事項》※平日・休日で配布枚数が異なるのでご注意ください

- チェックアウト日（旅行最終日）の記入がないものは利用不可。
- 鉛筆や消せるペンなど、消える筆記用具使用は不可。
- 本事業の適用可否の確認前に電子観光クーポン取得カードを渡さない
- 対象者以外に電子観光クーポン取得カードを配布してしまった場合は回収する。
- 連泊の場合は可能な限り、1泊ずつ配布する。
※ただし、宿泊キャンセル時に取得カードの圧着シートが開封されていた場合、回収できない
(紛失) 場合に相当代金をご返還いただくことを条件に、まとめて配布することを可とする。

〈鳥取県電子観光クーポンに関するご質問等は〉

鳥取県電子観光クーポンコールセンター

☎ 0570-012-277

営業時間 平日 09:30~17:00 (土・日・祝日は休業)

宿泊事業者の責務

本事業を円滑に実施するため、宿泊事業者の本来的業務に係る部分において、本事業に参画する宿泊事業者は、以下の事項をおこなっていただく義務があります。
以下を確認の上、それぞれ適切に対応ください。

（1）宿泊者に対する案内義務

- ◆本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、次の内容を宿泊者へ周知し、その同意を取ってください。

宿泊商品に関する鳥取県の規定を自身で出発までに確認すること。

- ・宿泊当日に「本人確認および居住地確認」が実施される。

（2）本人確認および居住地の確認

- ◆宿泊事業者は、本人確認および居住地の確認を適切に実施してください。
※旅行会社・O T A を経由した宿泊の場合も、宿泊事業者が確認をしてください。
(対面販売を除く)

（3）鳥取県電子観光クーポン取得カードの適切な配布

- ◆宿泊事業者は P 14～P 16 記載の配布要領に従い、利用者に電子観光クーポン取得カードを配布してください。
※旅行会社・O T A を経由した宿泊の場合も、宿泊事業者から電子観光クーポン取得カードを配布してください。（電子観光クーポン取得カードの配布判定は総額代金を基に算出が基準となります。）
※配布対象者については、旅行会社・O T A からの通知により確認してください。
※過剰配布やキャンセルに伴う取得カード回収不能の場合、お客様よりクーポンを利用した施設の聞き取りをしてください。

（4）キャンペーンの安心と安全な実施への協力

「ウェルカニとつとり得々割」参加事業者におかれでは、感染防止対策を徹底していただくとともに、ご利用のお客様に対しても、感染防止のための協力の呼びかけをお願いします。

- ✓ 本人確認の徹底
運転免許証、健康保険証等での本人確認を徹底してください。
代表者だけでなく、全員の確認をお願いします。
- ✓ 宣言店の取得
感染予防対策の取組を進めるため、鳥取県「感染対策宣言店」の取得をお願いします。
4/24以降受付開始、6月までは移行期間とする。

宿泊事業者の責務

（5）補助金を申請する宿泊商品すべてに対して必要となる保管書類

補助金申請にあたり、宿泊事業者は以下の書類を必ず保管ください。

保管期間：補助金の支払いを受けた年度の翌年度から5年間

以下書類については、「ウェルカニとつとり得々割」事務局での審査や国の監査機関の求めに応じて提出いただく場合があります。

料金内訳表の記載項目が正確であることを証明できる以下の帳票を必ず保管してください。

その中には、

- 予約の内容を特定することができる番号
- 販売補助金の額
- 販売補助金による割引後の宿泊者支払額 が記載されている帳票が必要となります。

※以下書類の提出を求めた場合、申請内容の適格性が確認できるまで、補助金の支払いは保留となります。

※書類の提出や事業聴取等に応じていただけない場合、補助金の支払いができない、または返還を求める場合がございます。

1. 宿泊代金の請求から入金までの証明ができる書類

（1）旅行者に発行した請求書

請求先氏名または名称、発行者氏名又は名称、合計宿泊代金（販売補助額適用前代金合計）、販売補助額、販売補助金適用後の宿泊者支払額、請求内容、宿泊年月日を記載したもの

（2）領収書

内訳（宛先、金額、発行日、事業者名等）及び入金方法（現金、クレジット、振込等）が記載されたもの

（3）明細書類 ①～③のいずれか

- ①現金の場合：入金が確認できる事業者の帳票、出納帳等
- ②クレジットカードまたは電子マネー利用の場合：事業者控え、利用データ等
- ③振込の場合：振込を証明できる利用口座の通帳コピー、振込データ等

2. その他 保管が必要な書類

（1）割引を適用した予約記録の予約経路（履歴）が確認できるもの

手配書や予約確認書等のFAXやメール・LINE等の履歴

電話予約の場合は「いつ・だれが・だれに」予約したのか履歴を書き留めること。

（2）割引を適用した商品がわかるもの

パンフレットや商品を掲載したホームページまたはSNS等のスクリーンショット

（3）宿泊者カード（レジカード）

利用者直筆の宿泊年月日・氏名・住所・電話番号等が記載されているもの。

（4）宿泊者名簿

旅館業法及び住宅宿泊事業法で定める記載事項の宿泊者名簿であること。

（5）経費書類

宿泊に関わる、各仕入・光熱費・リネン・清掃費等

（6）同意書

利用者直筆の所定の様式

（7）その他、当事務局が必要と判断する書類

宿泊事業者の責務

（6）その他注意事項

《価格表記について》

商品の販売にあたっては、必ず以下の記載例による文書と支援前の販売価格（＝宿泊料金または旅行代金）を表示するとともに、旅行者に対し宿泊または旅行の申込以前に補助金額を明示してください。

〈記載例〉

宿泊料金 10,000円

(この商品は「ウェルカニとつり得々割」により2,000円の支援を受けることができます。)

《キャンペーンを停止・中止する場合及びキャンセル補償の扱い》

1. キャンペーンを停止・中止する場合

- 各都道府県の申出により「目的地（割引対象県）」から除外することがあります。
- 重点措置区域となる場合（緊急事態宣言措置区域・まん延防止等）キャンペーンを停止・中止することがあります。
- 感染状況の相当程度悪化等により国が事業停止を判断することがあります。

2. キャンペーン停止・中止に伴うキャンセル補償の扱い

- キャンペーン開始日（令和5年1月10日）以降の本キャンペーンの予約による割引については、キャンペーンを停止または中止した理由に関わらず、**キャンセル料の補償は行いません**のでご注意ください。

各種様式

全国旅行支援事業 同意確認書面

「ウェルカニとつとり得々割」公式ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

発取用

全国旅行支援事業 同意確認書面

全国旅行支援事業（以下、本事業）に拠る補助金（旅行代金を補助する販売補助金と地域限定クーポン）の交付を受けるためには、下記 3 点の同意が必要となります。

内容をご確認の上、太枠線内のご記入および同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

1. 本人確認および居住地確認

「居住地確認書類」及び「本人確認書類」の旅行先での提示が必要となります。

宿泊チェックインの際（添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額の返還を求めます。

2. 対象除外地域が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により、ご旅行先の都道府県が事業停止となつた場合は補助金の対象外となります。また、そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常の取消料が発生します。

3. 宿泊事業者が本事業への参画を取消した場合の対応

ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

■代表者 代表者 1 名にご記入いただく。※楷書でご記入のご案内お願いいいたします。

氏名 (自署)				
住所	都・道・府・県			
電話番号	()			
宿泊日	令和 5 年	月	日～	泊

※ ご記入いただいた個人情報は、本事業の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体及び当該事業の事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。

**⚠ 本紙は事務局に提出不要です
事業者にて保管してください（5年間保管）**

各種様式

宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書

ウェルカニとつとり得々割を利用する**代表者**に、「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書」に記入いただき、毎月の実績報告の際に原本を提出してください。

※**鳥取県電子観光クーポン配布対象外の場合も必須です。**

※連泊の場合、確認書NO.を統一してください。

※代表者署名は内訳シートの代表者氏名と同一人物をお願いします。

記載例、作成方法については、別冊「精算実務マニュアル」をご確認ください

受領確認日 令和5年5月26日

鳥取 梨子 様

宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン取得カード受領確認書

施設番号	12345678
施設名	ウェルカニ旅館

以下の通り、鳥取県電子観光クーポン取得カードを配布いたします。
配布枚数と受領枚数に相違なければ下記に署名をお願いします。

記
配布枚数 4枚

連番	12369852 ~ 12369853
飛び番	17892456,12365403

※電子観光クーポン取得カードの右下の管理番号(8桁)をご記載ください。

お客様記入欄

代表者署名 (フルネーム・楷書)	鳥取 梨子
代表者居所 (都道府県のみ)	愛媛県
宿泊補助を受ける人数	2人

途中キャンセルになった場合等は下記対応を致します。

電子観光クーポン取得カードの圧着を剥がしていない場合:取得カードを返却

電子観光クーポン取得カードの圧着を剥がしている場合:キャンセル相当額を現金にて返金

後日、クーポンご利用状況の確認に応じます。(日時、施設名、金額)

事業者側使用欄

※以下は事業者側でご記入ください。

確認書No.	57		
手配方法	<input checked="" type="checkbox"/> 宿直販	<input type="checkbox"/> 旅行会社	<input type="checkbox"/> OTA
宿泊日	5月26日(金曜日)(/ 泊)		
居住地の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 学校等の活動に係るツアーや宿泊のみ()		
宿泊補助を受ける人数	2人	取得カード配布枚数	4枚

「ウェルカニとつとり得々割」事務局

休日・平日カレンダー

宿泊については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外「平日」として扱います。

2023年 4月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
						休日
2	3	4	5	6	7	8
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
9	10	11	12	13	14	15
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
16	17	18	19	20	21	22
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
23	24	25	26	27	28	29
平日	平日	平日	平日	平日	平日	
30	1	2	3	4	5	6

2023年 5月

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
	平日	平日	平日	平日	平日	休日
14	15	16	17	18	19	20
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
21	22	23	24	25	26	27
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
28	29	30	31	1	2	3
平日	平日	平日	平日			
4	5	6	7	8	9	10

休日・平日カレンダー

宿泊については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外「平日」として扱います。

2023年 6月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
				平日	平日	休日
4	5	6	7	8	9	10
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
11	12	13	14	15	16	17
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
18	19	20	21	22	23	24
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
25	26	27	28	29	30	1
平日	平日	平日	平日	平日	平日	
2	3	4	5	6	7	8

【配布枚数】	1人1泊あたりの宿泊代金 (割引前代金)	鳥取県電子観光クーポン (取得カード)
平日の場合	3,000円以上	2,000円分(2枚)
	3,000円未満	配布なし
休日の場合	2,000円以上	1,000円分(1枚)
	2,000円未満	配布なし